告示

○金融庁告示第二十一号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日

金融庁長官　畑中龍太郎

第一条中「十二月」を削る。

第三条第一項中「次項に定める」、「第三項に定める」及び「第四項に定める」を削り、同条第二項中「自己資本」を「前項の自己資本」に改め、同条第三項中「定性的」を「第一項の定性的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号イ中「連結自己資本規制比率」を「連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率」に、「以下「会社グループ」」を「以下この条において「会社グループ」」に改め、同項第十一号中「前項に定める」を「第一項の」に改め、同条第四項中「定量的」を「第一項の定量的」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「その他金融機関等」の下に「（連結自己資本規制比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）」を加え、同項第三号ヘ中「、第百一条」を削り、「第二百二十五条」を「第二百二十五条第一項」に改め、「（連結自己資本規制比率告示」の下に「第百一条、」を加え、同号チ中「次に掲げる」の下に「エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める」を加え、同号ヌ中「実績値」を「実績値と」に改め、同項第四号イ中「又は基礎的内部格付手法」の下に「（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてＬＧＤ及びＥＡＤの推計値を用いない手法をいう。以下イにおいて同じ。）」を加え、同号イ⑵中「採用最終指定親会社」を「が適用されるポートフォリオに係るもの」に改め、同項第六号イ⑼中「第二百二十五条」を「第二百二十五条第一項」に改め、同号ロ⑶中「第二百四十五条」を「第二百二十五条第一項」に改め、同号ハ⑼及びニ⑷中「第二百八十条の五第二項」の下に「において読み替えて準用する連結自己資本規制比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）」を加え、同項第七号中「会社グループ」を「場合」に改め、同項第八号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改め、同号イ⑴を次のように改める。

⑴　上場している出資等又は株式等エクスポージャー（⑵において「上場株式等エクスポージャー」という。）

第三条に次の一項を加える。

5　会社グループにおける第一号の額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定するものに係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一　資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ　派生商品取引及び長期決済期間取引に関する再構築コストの額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

ロ　レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額

ハ　資産の額（イ及びロに掲げるもの、普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額並びにその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額を除く。）

ニ　オフ・バランス取引（派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。）の与信相当額

二　金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ　金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

ロ　金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。）の保有額

ハ　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

ニ　金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

三　金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ　金融機関等からの預金及びコミットメントの未引出額

ロ　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

ハ　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

四　発行済有価証券の残高

五　直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

六　信託財産及びこれに類する資産の残高

七　直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

八　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九　次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

イ　売買目的有価証券

ロ　その他有価証券

十　観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一　対外与信の残高

十二　対外債務の残高

第四条を次のように改める。

（中間事業年度の記載事項）

第四条　前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、当該四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。）の末日である場合における経営の健全性の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項」とあるのは「中間連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号ヘ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。